

平成24年11月29日
午前10時開会
議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議会制度調査特別委員会委員長報告
- 日程第 6 認定第 1号 平成23年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成23年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第 9 承認第10号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成24年度上天草市一般会計補正予算（第7号））
- 日程第10 議案第68号 上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第69号 上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第70号 上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第71号 上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第72号 上天草市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第73号 平成24年度上天草市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第16 議案第74号 平成24年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第75号 平成24年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第76号 平成24年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第77号 平成24年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第78号 平成24年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第79号 平成24年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 2 2 議案第 8 0 号 平成 2 4 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 議案第 8 1 号 天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 2 4 議案第 8 2 号 公有水面埋立てに関する意見について
- 日程第 2 5 議案第 8 3 号 工事請負契約の変更について（倉江浄水場築造（土木）工事）
- 日程第 2 6 議案第 8 4 号 訴えの提起について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（22名）

議長	堀江 隆臣				
1 番	平田 晶子	2 番	何川 雅彦	3 番	田中 辰夫
4 番	須崎 光枝	5 番	宮下 昌子	6 番	西本 輝幸
7 番	高橋 健	8 番	小西 涼司	9 番	田中 豊八
1 0 番	島田 光久	1 1 番	川口 望	1 2 番	田中 万里
1 3 番	北垣 潮	1 4 番	園田 一博	1 5 番	窪田 進市
1 6 番	津留 和子	1 7 番	桑原 千知	1 8 番	渡辺 勝也
1 9 番	田中 勝毅	2 0 番	猪塚 安親	2 1 番	新宅 靖司

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	副 市 長	尾上 徳廣
教 育 長	鬼塚 宗徳	総 務 企 画 部 長	杉田 省吾
市 民 生 活 部 長	大谷 達巳	建 設 部 長	楠本 金生
経 済 振 興 部 長	坂中 孝臣	教 育 部 長	松本 和任
健 康 福 祉 部 長	静谷 正幸	上天草総合病院事務部長	松本 精史
総 務 課 長	舛本 伸弘	市長公室長兼企画政策課長	岡崎 浩幸
会 計 管 理 者	小多 貞利	水 道 局 長	緒方 雅文
財 政 課 長	川端 義孝		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 大 西 訓 局 長 補 佐 山 下 正
参 事 小 松 野 洋 己

開 会 午 前 1 0 時 0 0 分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成24年第7回上天草市議会定例会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀江 隆臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に15番、窪田進市君、16番、津留和子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期の日程などについて協議されておりますので、議会運営委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

平成24年第7回上天草市議会定例会に当たり、10月30日と11月22日に委員会を開催し、調査、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付いたしております定例会日程のとおり、本日11月29日が開会、提案理由説明、12月4日が議案質疑及び委員会付託、5日から10日までの3日間一般質問を行いますが、質問者が14名でしたので、会議時間を延長して行うことといたしました。

常任委員会は11日から3日間開催することとし、18日を最終日といたし委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

また、今期定例会に付議されます議案等の取り扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等を慎重に審議し、全議案を本会議へ上程することと決定いたしました。

次に、市長より依頼ありました地方自治法第80条の規定に基づく専決処分事項の規定については、執行部より、規定内容について他市の状況を含め説明がありました。専決処分事項のうち工事等の請負変更契約については、一部修正を加え、本日の全員協議会に報告し、協議することに決定いたしました。

また、議会事務局より地方自治法の一部改正に伴う委員会条例等関係例規の改正について詳細な説明があり、承認いたしました。

最後に、議会運営委員会として閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） それでは、お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月18日までの20日間とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月18日までの20日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成24年7月分から9月分までの例月出納検査結果報告書が監査委員より提出され、議会事務局に保管してありますので、必要な方は御閲覧願います。

次に、去る10月4日、第250回熊本市議会議長会が宇城市において開催され、新宅副議長とともに出席いたしましたので、御報告いたします。

今回の市議会議長会では、熊本市議会津田議長の会長挨拶の後、宇城市議会西村議長並びに篠崎宇城市長による歓迎の挨拶があり、議事に入りました。初めに議長、副議長の紹介があり、引き続き会務報告が行われ、異議なく了承いたしました。

今回提出された議案は、宇城市より提出された特定外来生物による農林水産業被害対策及び財政支援措置の充実強化についてと、会長市提出の中九州地域の交通網の整備促進についての2件で、慎重審議の結果、いずれも地域振興に関する重要な案件であるため、原案のとおり可決されました。

なお、二つの議案につきましては、九州市議会議長会第3回理事会に熊本県14市共同議案として提出することに決定し、閉会いたしました。

次に、11月8日全国市議会議長会第93回評議員会が東京都市センター会館において開催され、出席いたしましたので御報告いたします。

初めに、全国市議会議長会の関谷会長の挨拶があり、来賓として藤末健三総務副大臣、並びに松あきら参議院総務委員長より挨拶がありました。

この後一般事務報告が行われ、7委員会の各委員長から現在までの取り組みについて事務報告がなされ、了承いたしました。

議案審議では、九州部会を初め9部会から、部会提出議案18件及び会長提出議案5件の提案があり、九州部会提出の高速道路等の交通網の整備促進については私から補足説明を行いました。

会長提出議案では、地方税財源の充実確保に関する決議、東日本大震災からの復旧・復興に関する決議について協議し、原案のとおり可決され、国に強く要望していくことを決定して閉会いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 少々お時間をいただきまして、平成24年第7回定例市議会の開催に当たり、本年9月以降の行政の主な取り組みについて、その概要を御報告申し上げます。

まず初めに、総務企画部門について報告いたします。

10月28日に、上天草市全域を対象に総合防災訓練を実施いたしました。地震発生後大津波が押し寄せるという想定で避難訓練を市内の多くの地区で実施いただき、4,108名の市民に参加いただきました。

今回は、従来の訓練に加えて、市民の防災意識及び知識向上を図る市民参加体験型の総合防災訓練となり、大変意義深いものであったと思っております。

県南宇城天草地域活性化協議会につきまして、関係7市により去る11月19日、人吉市内において設立総会が開催され、協議会が発足いたしました。本協議会は雇用、商工、観光等本地域が抱える共通課題の解決に向けて共同で取り組むことにより、地域活性化を図るとともに地域間交流や情報発信等を行い、豊かな地域資源を生かした魅力ある地域づくりの推進を、連携して実施することを目的としております。今後、本協議会の趣旨に賛同いただく本地域内の他の自治体等にも参加いただき、地域活性化に向けて共同で取り組んでまいります。

次に、上天草市グランドデザインにつきましては、本市の豊富な観光資源を生かしたまちづくりを実施するに当たり、中長期的な観点に立ち、旧町の枠組みを超えて官民が連携して行うべき観光資源の整備活用のあり方、ひいては将来の上天草市のビジョンを示すものでございます。本グランドデザイン策定につきましては、平成23年11月着手後、行政区長や関係機関等の御意見をいただきながら素案を作成し、市民の皆様から御意見を幅広く募るため、パブリックコメントを実施したところです。今後は、平成25年の新春に上天草市のまちづくりビジョンの一環としてお示ししていきたいと考えております。

続いて、入札制度の改革につきましては、電子入札の本格導入に伴い条件付き一般競争入札の試行導入に向けての環境整備がなされたことから、平成24年7月に要綱を制定し、対象工事の選定や要件の検討を行い、11月27日に工事の入札を1件実施したところでございます。また、上天草総合病院事業においても1件実施する予定であり、今後も試行的に進めてまいります。

大矢野庁舎につきましては、建物の耐震改修に関する法律に基づき、耐震補強にかかわる耐震診断を実施しているところでございます。この耐震診断結果が12月には判明する予定であります。現在のところ改修の必要性が見込まれており、今後実施設計業務委託を実施し、次年度以降に改修工事を行う予定でございます。

次に、経済振興部門について御報告いたします。

持続可能な地域づくりと稼ぐ農業を実現するため、担い手への農地集積などを目的とした農地集積加速化事業の重点地区として、松島町の内野河内地区が10月5日に指定されました。指定後は農家など地域住民が話し合い、担い手への農地集積等の計画を作成、実行していくこととなります。それぞれの段階において活動費の助成や交付金の交付が行われます。現在、内野河内地区では県、市サポートのもと、農地集積等の合意形成に向け、地域住民の話し合いが進められています。10月14日には、日本の棚田100選に認定されている龍ヶ岳町大道の大作山集落において、棚田の役割や自然の景観を守る重要性を県民に知ってもらうことを目的とした、棚田ふれあい体験ツアーを実施いたしました。定員を上回る申し込みがあったため60名まで定員をふやし、棚田散策を初め芋掘り体験、郷土料理の振る舞い、クルージング体験など盛りだくさんの内容で、大変好評でした。

6次産業化の商品開発につきましてはブランド推進協議会と連携し、規格外のパッションフルーツを活用したジャム5種を開発し、9月下旬からさんばーでの販売を開始いたしました。また、10月7日に行われました上天草海辺の音楽祭“海音”において、同ジャムを使って開発したパッションフルーツ焼きドーナツなどを販売いたしました。販促活動といたしましては、熊本市のフランス料理店のメニューづくりに協力し、9月24日から10月7日まで上天草の山海の食材をふんだんに使った料理フェア上天草の恵みを開催していただき、マスコミにも取り上げられ、上天草食材のよいPRになったところでございます。さらに、福岡市の自然食品の店におきまして10月26日、27日に上天草フェアを実施し、特産品のPR及び販売を行い、継続的な取引にもつながっております。

阿村小中学校の背後地、約3.2ヘクタールの耕作されていない農地を活用して、菜種栽培に取り組まれている企業の参入がありましたので、報告いたします。その企業は八代郡氷川町の会社で、菜種、ツバキ油などの栽培、精製、販売に取り組み、創業60年を数える企業でございます。今回の参入は、阿村地域からの子どもたちの通学路周辺の環境改善や農地の保全について市が要望を受け、耕作地を探しておられた企業とのマッチングが整ったものであり、また農作物の作付により農地の復活が見込める取り組みであり、農業振興分野から見ても喜ばしいものと考えております。企業側もさらなる耕作地を求めておられるところであり、上天草市とのつながり、ひいては作業場、加工場等の立地、新たな雇用の場創出に向けての取り組みと位置づけております。

上天草海辺の音楽祭“海音”につきましては、本市の観光資源である海を活用した新たな客層の掘り起こしとイメージアップを図るため、10月7日に樋合海水浴場で開催し、有名アーティ

スト8組の出演に、市内外から約1,200名の方が来場されました。

また、観海アルプストレッキングイベント、山ガール・サミットin上天草につきましては、登山愛好家に上天草の山の魅力を楽しんでいただき、天草観海アルプスを全国に発信しようと、10月27日と28日の2日間にわたり、白嶽森林公園キャンプ場をメイン会場に開催いたしました。初日の九州百名山の次郎丸嶽、2日目の観海アルプス白嶽への登山に全国から約200人の方が参加されました。

さらに、九州オルレを活用したインバウンドフォーラムにつきましては、天草維和島コースを初めとする九州オルレ全体の認知度の向上と、国内外を対象とする旅行商品造成のために、11月17日に市内の旅館を会場に開催いたしました。済州オルレ関係者や旅行者、報道関係等韓国からの19名を含め約100人の方が参加され、翌日18日の天草維和島コースの視察には、フォーラムが開催されたこともあり、県外からのツアー客も含め約200人の方が参加されております。

次に、建設部門について報告いたします。

国道266号高戸バイパスにつきましては平成6年度より国道改築事業により整備しており、本年12月に竣工することとなり、開通式を12月21日に熊本県と上天草市主催で行う計画をしております。このバイパス開通により、懸案事項でありました大型車との離合、児童生徒の通学において安全安心な通行ができることとなります。

次に、健康福祉部門について報告いたします。

歯科保健事業につきましては、平成22年度より妊婦歯科健康診査無料受診、乳児フッ化物歯面塗布、2歳児歯科健康診査の三つの新規事業を開始し、妊娠期、乳幼児期に力を入れて取り組んでおります。三つの事業の中でも、妊婦歯科健康診査は年々受診率の向上が見られ、妊娠期からの意識づけにつながっており、この結果、1歳6カ月児の虫歯有病者率は県内ワースト1位を脱し、あわせて3歳児の虫歯有病者率も顕著に改善が見込まれております。さらに平成24年度から、県内でも学童期への先駆的な取り組みとして、教育委員会と連携し、小学校2校でフッ化物洗口を開始いたしました。小中学校におけるフッ化物洗口は他市町でも実施に向けて苦慮されているところですが、本市においては学校、歯科医、薬剤師、保護者の御理解と御協力によりスムーズに実施しており、平成25年度からは新たに小学校5校、中学校3校に拡大する予定としております。今後は成人期、高齢期への取り組みを充実させ、市民の歯の健康づくりを推進してまいります。

大矢野町湯島地区において、壮年期からの健康づくりから高齢期の介護予防までの、生涯を通じた介護予防体制づくりを目的に、高齢者から子どもまでの地域住民の集いの場づくり事業を実施しております。本事業は、国庫補助金の地域介護・福祉空間整備推進交付金を受け、本地区における介護予防拠点施設を活用し、住民が主体となり、介護予防事業を定期的実施することで高齢者の閉じこもりを防ぐものであり、あわせて壮年期の健康づくり講演会や子どもの読み聞かせ事業を実施し、湯島に住む各世代に対して健康づくりへの支援を行ってまいります。

次に、教育部門について報告いたします。

学校施設耐震化におきましては、大矢野中学校を初め阿村小学校、阿村中学校、姫戸中学校の耐震補強工事が完了いたしました。これにより、本市の学校耐震化率は、小学校では100%、中学校においては88.5%となりました。また、今津中学校の大規模改修工事と龍ヶ岳小学校改築工事も完了したところです。龍ヶ岳小学校においては落成式を12月6日に予定しており、本年度の3学期からは新校舎でスタートすることになります。

以上、長くなりましたが行政報告を終わらせていただきます。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で行政報告が終わりました。

日程第5 議会制度調査特別委員会委員長報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第5、議会制度調査特別委員会委員長報告を議題といたします。

これまでの経過について、委員長より報告を求めます。

議会制度調査特別委員長、小西涼司君。

○議会制度調査特別委員長（小西 涼司君） おはようございます。

議会制度調査特別委員会は、各常任委員会より3名選出していただき、9名の委員構成で平成24年9月11日に設置され、以来4回にわたり慎重に審査してまいりました。本日は、当委員会に付託されました案件について、審査の経過について御報告申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成24年9月5日に公布され、この改正法により、本市議会の条例等では上天草市議会委員会条例、上天草市議会政務調査費の交付に関する条例及び同条例施行規則、上天草市議会基本条例、上天草市議会会議規則の一部改正が必要となりました。

特に政務調査費は、名称が政務活動費に、交付の目的が議会の議員の調査研究その他の活動に資するために改められ、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定めなければならないものとされました。

当委員会では、この上天草市議会政務調査費の交付に関する条例及び同条例施行規則の一部改正案の策定に合わせ、政務活動費の運用に関する要綱案についての検討を行っております。また、上天草市議会基本条例の制定に伴う議会報告会要綱案、議会中継運営要綱案の検討を行っております。

第1回の会議では、議会報告会要綱について、事務局案をもとに審議を行い、議会報告会終了後に細部の検討を行うことを決定いたしました。

第2回の会議では、議会中継システムの現状についての説明を受け、議会中継運営要綱についての検討を行いました。

第3回の会議では、政務調査費の交付に関する条例及び規則の改正と運用要綱について、事務局案をもとに検討を行いました。

第4回の会議では、上天草市議会政務調査費の交付に関する条例及び同条例施行規則について

の委員会としての意見集約を行いました。

この委員会の冒頭、政務調査費は廃止し、その費用分をほかの経費に充てるべきではないかという意見が出され、政務調査費の交付に対する議論からのスタートとなりました。交付に反対する意見が出される一方、政務調査費を活用して住民への広報活動を行っているとの賛成意見も出され、県内14市における交付状況を知りたいとの意見もありました。

政務調査費の交付については、地方分権一括法の施行等により地方議会やその議員の活動がより重要となったことから、平成12年の地方自治法改正により制度化されております。本市では平成17年から交付されましたが、県内14市の中では阿蘇市と合志市が現在も交付されておられません。その理由として、阿蘇市におきましては、合併前から、政務調査費の交付に関する条例が制定されておらず、政務調査費に関する議論も行われなかった。議員おのおの、その必要性は感じておられるものの、条例の制定までには至っていないとのことでした。合志市においては、合併前の合志町、西合志町において、政務調査費の交付に関する条例が制定されていなかった。議会活性化研究調査特別委員会の中で政務調査費について議論されたところだが、今任期中での必要はないという結論に至ったとのことでした。なお、合志市におきましては、行政視察経費が当市よりも手厚く措置されております。

本委員会は、政務調査費の使途基準を検討することを目的としております。政務調査費の交付の有無についての議論はこの委員会では行わないこととし、地方自治法の改正趣旨に沿って改正案を取りまとめました。その内容については、本日開催される全員協議会で報告させていただきますので、ここでは割愛させていただきます。

政務活動費の運用に関する要綱案は、使途基準の運用マニュアルを定めるものです。議員活動にかかわる事柄になりますので、議員各位の意見を反映させながら、3月での制定を目指して検討を進めております。今回は、委員会で検討している案について全員協議会で報告させていただきます。議会報告会要綱案、議会中継運営要綱案についても同様でございます。

以上が、議会制度調査特別委員会でのこれまでの協議の経過並びに結果でございます。要綱案については結論までは至っておりませんが、会議の中では白熱したやり取りがなされていることを付け加えまして、報告といたします。今後も引き続き御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

日程第6 認定第1号 平成23年度上天草市歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第2号 平成23年度上天草市水道事業会計決算の認定について

日程第8 認定第3号 平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、9月の第6回定例会において決算特別委員会に付託し、継続審査となっておりました日程第6、認定第1号、平成23年度上天草市歳入歳出決算認定、日程

第7、認定第2号、平成23年度上天草市水道事業会計決算認定、及び日程第8、認定第3号、平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算認定、以上3件についてを一括議題といたします。

委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

決算特別委員長、島田光久君。

○決算特別委員長（島田 光久君） おはようございます。決算特別委員長報告をいたします。

決算特別委員会に付託されました平成23年度上天草市歳入歳出決算、平成23年度上天草市水道事業決算、及び平成23年度上天草市立上天草総合病院事業決算についての審査に当たるため、10月16日から18日までの3日間、当委員会を開催しましたので、その経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず冒頭で、監査委員から提出されている一般会計及び特別会計決算審査意見書並びに基金運用状況審査意見書についての質疑がありました。

委員から、監査委員よりさまざまな助言、意見等が出されているが、執行部としての今後の対応、改善策をどのように進められるのか。平成31年度に一本算定化になった場合の財政運営や、各課でのシミュレーションはどうなっているのか。また、今後計画されている大型事業への予算措置が果たして可能なのかとの質疑があり、執行部から、監査委員より助言を受けた地域活性化につながる諸施策の取り組み、財源の重点配分並びに支出の効率化、自主財源の確保と収納未済額への取り組み、行財政改革の推進、地域経済の活性化及び市民福祉の向上についてはいろいろな対策を講じていかなければならないところであり、中でも、交付税の一本算定による歳入の減少は当市にとって大変重要な問題であることから、交付税減額に耐え得る強固な財政基盤を確立するため、自主財源の拡充や経費の削減、地域経済の活性化、市民福祉の向上等に向けてさらなる行財政改革を推進してまいりたい。交付税の一本算定化については、行政全体でこの問題に対するの共通認識を強く持つ必要があると考え、部課長会議等で一本算定化に伴う現状と課題や、平成26年度から平成31年度にかけての財政シミュレーションを提示し、説明を行っている。今後、平成25年度の前半までに平成26年度以降の第3次リバイバルプランを策定する計画であり、中でも、平成31年度までの財政シミュレーションは計画策定の重要な指標となることから、熊本県と連携し、より詳細な財政シミュレーションを本年度中に作成する予定である。今後計画されている大型事業については、具体的な建設時期や規模、金額等が確定していない状況である。国や県の補助の有効活用、起債による場合の実質公債比率等への影響や財政状況等を見ながら、庁議等の協議を踏まえ、検討してまいりたいとの答弁でありました。

次に、認定第1号、平成23年度上天草市歳入歳出決算の総括概要について財政課長より説明があり、本市の自主財源比率は23.5%で前年度比率より3.7%増であったが、繰越金の増加によるものであり、依然として依存財源体質から脱却できていない状況である。今後も歳入の適正な確保と拡充に努め、歳出では一層の経常経費等の削減を進め、財政の安定化を図りたいと考えている。また、国、県の動向に注視し、各年度の事業等については経済情勢、財政事情等を考

慮した予算編成や予算執行を心がけてまいりたいとの総括がありました。

それでは、認定第1号、平成23年度上天草市一般会計歳入歳出決算の認定について、委員会での主な質疑内容や意見等の要点を、部局ごとに報告させていただきます。

まず、議会事務局所管についてですが、事務局長から主要施策成果説明書により説明がなされ、審議を行いました。

次に、監査委員事務局所管についてですが、事務局長から歳入歳出決算書により説明がなされ、審議を行いました。

次に、総務企画部所管についてですが、委員から、観光循環バス委託料の919万9,369円の内容と成果、地方バス運行等特別対策補助金8,816万7,000円の内容と成果についての質疑がありました。執行部から、観光循環バスについては、平成22年度の実証運行期間中に得た利用状況等を踏まえ、運行日や運行ルートの見直し、料金の割引やサービスチケットの配布、シークルーズやJR九州等との連携を図り、利用者については28%ほどの増加となった。今後も観光循環バスの魅力を高めることで利用促進を図り、観光客の足、市民の足として定着することを期待している。一方の地方バス運行については、路線再編前に比べて一部の利用者はふえているものの、経費等の増加により収支率が低下しており、補助金も増加している。このため、総合時刻表の市内全域及び宿泊施設への配布や運転免許返納者へのバス運行割引制度の周知、夏休み子ども定期キッズパスの実施等により、新たな需要創出に向けた利用促進を実施しているところである。また、上天草市交通対策プランが策定から約6年を経過し、本市を取り巻く公共交通の環境が大きく変化していることから、プランの見直し等を今年度中に行い、引き続き交通事業者及び関係機関と連携して利用促進の方策を講じてまいりたいとの答弁でありました。

また委員から、移住促進婚活交流イベント事業委託料についての成果、常任委員会での意見等は平成24年度予算に反映されたのか。また、平成25年度も実施する予定なのかとの質疑があり、執行部から、平成22年度から開始した事業であり、初年度に17組、平成23年度に2組のカップルが誕生している。常任委員会で、農業後継者や漁業後継者の嫁不足を視野に入れ、大きな予算を投入して実施すべきではないか、カップルの追跡調査をすべきではないか、しっかりとした計画をもって継続的に取り組むべきといった提案等を受け、まず農業従事者等も含めて地元男性の多くに周知ができるよう、市広報誌への掲載や農林水産部局から関係団体への直接周知等、幅広くイベントの周知を行った結果、参加女性14名中11名の市外からの参加があり、出会いの場の提供が行えたところである。また、イベント実施2カ月後に追跡調査を行っており、2組中1組は交際中との回答が得られました。今後は民間の知見等も伺い、連携しながら企画内容を検討し、多くのカップル誕生によって当市への移住定住が促進されるよう継続して取り組んでまいりたいとの答弁でありました。

これを受け委員から、今後、議会で納得してもらうためにも、カップルが誕生し結婚といった結果が求められる。内容を精査し、頑張っ結果を出していただきたいとの意見がありました。

このほかにも、委員から出された多くの質疑や意見要望について審議を行いました。

次に、選挙管理委員会所管についてですが、事務局長から平成23年度に執行された選挙等について説明がなされ、審議を行いました。

次に、農業委員会所管についてですが、事務局参事から歳入歳出決算書により説明がなされ、審議を行いました。

次に、経済振興部所管についてですが、委員から、特産品流通センター業務委託料591万6,000円の内容と成果についての質疑があり、執行部から、本業務委託については、平成21年度から平成23年度までの3カ年事業としてパライゾ上天草のさんば一事業部に委託し、当市の優れた農林水産物及び特産品を関東、関西圏を初めとして積極的なPR活動を行い、知名度アップに努めたところである。また、九州管内の飲食店への売り込みも行い、1,584万4,336円という販売実績となっているとの答弁でありました。

また委員から海運振興対策事業について、主要成果説明書ではこれまで補助金の交付実績がずっとゼロ円だが、その理由を伺いたいとの質疑があり、執行部から、平成21年度に熊本県海運組合及び大矢野地区船主組合との意見交換会を実施し、海運事業団体が経営の安定化や基盤強化のために取り組む事業に対する補助金制度交付要綱を定めたところだが、これまでの3年間は一度も補助金申請がなかったため、実績がゼロになっている。本年7月には熊本県海運組合から船員不足解決策の陳情書を受けており、市内の海運事業者に対して雇用に関するアンケート調査を実施し、現在集計を行っている。調査結果の分析を行い、あわせて補助金要綱の見直しも含め、できるだけ早い段階で新たな海運振興策を打ち出したいとの答弁でありました。

このほかにも、委員から出された多くの質疑や意見要望について審議を行いました。

次に、天草四郎メモリアルホール特別会計の決算について、委員から、今後の運営方法並びに閉鎖している売店の活用についての質疑があり、執行部から、平成5年に開館した当ホールの入館者数は平成7年度の約10万人をピークに減少傾向にあり、理由として、景気低迷や観光目的の多様化、類似施設のリニューアル等が考えられる。このため、入館料だけでは管理費の捻出が困難な状況であり、今後は基金の取り崩しや一般会計からの繰り入れが想定される場所である。対策として展示物のリニューアルや入館料の見直し、営業の強化等が考えられる。今年度、関係する専門業者から企画・提案も含めた見積もりを徴し、それを踏まえた上で、当ホール運営審議会に諮り、今後の運営方針等について協議してまいりたいとの答弁でありました。

以上のような慎重審査の結果、異議なく認定すべきものと決定いたしました。

次に、会計課所管についてですが、担当課長から会計課管理事務事業についての説明がなされ、審議を行いました。

次に、市民生活部所管についてですが、委員からごみ減量化対策事業について、平成23年度の補助実施件数は25件であるが、今年度の補助実施予定件数は70件と約3倍を見込んでおられる。これは、市民からの要望に応え、補助額上限を2万円から3万円に増額したことを見据えた件数だと理解しているが、現在の状況について伺いたいとの質疑があり、執行部から、生ごみ処理機25件のほか、新たに補助の対象とした段ボールコンポストや堆肥化容器とあわせて70件

程度を見込んでおり、現時点では生ごみ処理機4件の補助を行っているところであるとの答弁がありました。

これを受け委員から、市民や議会からの提案や要望等を踏まえ、今後もさらなるごみの減量化を目指し、取り組んでいただきたいとの意見がありました。

このほかにも、委員から出された多くの質疑や意見要望について審議を行いました。

次に、斎場特別会計の決算についてですが、総括概要及び主要施策成果説明書により説明がなされ、審議を行い、異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、教育部所管についてですが、委員から、現在、全国的にいじめが問題となっているが、当市に配置しているいじめ相談アドバイザーの業務内容や相談内容、いじめの現状について伺いたいとの質疑があり、執行部から、勤務日時が月曜日、火曜日、水曜日の午後1時から午後5時までの週3日勤務、月額7万2,000円で勤めていただいております、子どもの相談や保護者への対応も十分熟練した学校経験者を採用している。個別の来所相談や電話相談、訪問といった三つの方法をとっており、アドバイザーを中心に保護者や子ども、学校と連携しながら、いじめや不登校等の問題に対応している状況であり、未然防止や早期解決に向けて活躍していただいている。本市のいじめの実態としては、子ども同士の言葉によるいじめが全てであり、相談を受け、解決まで至っていない事案が4件ほどあるとの答弁でありました。

これを受け委員から、いじめの実態を隠さずに受け止め、この場で公表し、対策と対応も行っている部分は非常に評価できる。しかし、中には学校や保護者へも相談できずに苦しんでいる子どもたちもたくさんいるのではないかと。これからもさまざまな情報等を提供していくので、活用できるものは活用し、本市においてはいじめゼロ、不登校ゼロという成果につながるような取り組みを今後もお願いしたいとの意見がありました。

このほかにも、委員から出された多くの質疑や意見要望について審議を行いました。

次に、建設部所管についてですが、委員から、市営住宅の維持管理方法や市営住宅のあり方を見詰め直し、今後は縮小する方向で検討してはどうかといった意見、一般通行に支障を及ぼす箇所への早期対応といった市道の補修についての要望、阿村港しゅんせつの経緯についての質問、住宅リフォーム支援に関する抽選方法等の確認等、さまざまな意見要望について審議を行いました。

同じく建設部所管の公共下水道事業特別会計についてですが、担当課長から取り組み状況の説明がなされ、審議を行い、異議なく認定すべきものと決定しました。

同じく建設部所管の物揚場造成事業特別会計についてですが、担当課長より決算書により説明がなされ、審議を行い、異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、健康福祉部所管についてですが、委員から、子ども医療費助成事業について、現在、小学3年生まで医療機関での窓口負担が無料となり、保護者からは大変喜ばれていると思うが、対象を小学6年生まで広げるといった計画等はないのかとの質疑があり、執行部から、以前、就学前の児童及び小学1年生から3年生の子どもを持つ保護者を対象に、子育て支援全般に関するア

ンケートを実施した中で、医療機関の窓口無料化を小学6年生まで拡大してほしい、あるいは窓口無料化を市外医療機関へも拡大してほしいといった要望も寄せられている。しかしながら、財政的な負担増を伴うため、県内他市の状況等も考慮し、将来的な財源の確保も視野に入れながら慎重に検討してまいりたいとの答弁でありました。

また委員から、新しい公共の場づくりのためのモデル補助金について、上天草元気島計画の活動内容と現在の状況、成果についての質疑があり、執行部から、過疎化の傾向にある中、元気をキーワードにした包括的、継続的なサービスを市、NPO、熊本大学の三者の連携により、地域の活性化を図ることを目的に、樋島地区及び牟田地区の2カ所をモデル地区として元気づくりプログラムを実施しているところである。主な内容としては体力測定の実施、健康や運動に関する保健師、栄養士の講話、ストレッチ、リズム体操、レクリエーション活動等を行っており、地域で自立継続をさせていくために元気リーダーの養成もあわせて行っている。今年度は、10月から松島町、11月から大矢野町でも実施する予定であり、現在、打ち合わせを行っているところであるとの答弁でありました。

このほかにも、委員から出された多くの質疑や意見要望について審議を行いました。

同じく健康福祉部所管の国民健康保険事業勘定特別会計決算、診療所特別会計決算、介護保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算につきましては、慎重審査の結果、いずれも認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号、平成23年度上天草市水道事業会計決算について、委員から、水道料の未収金について、本来は滞納が続けば当然水道をとめるのが基本だと思うが、水道局としてどのように考えているのかとの質疑があり、執行部から、給水停止については、納期限後20日以内に督促状を発送して、それでも納入がなかった場合は給水停止予告通知を発送、それでも納入がなかった場合は給水停止を実施しており、今後も続けてまいりたいとの答弁でありました。

これを受け委員から、以前から問題となっている大きな宿泊施設の滞納については、水道をとめたら営業ができない、営業ができないと支払えないといった悪循環となり、結果的に滞納額がふえ、支払えないという状況となっているが、そのような宿泊施設への対応はどうなのかとの質疑があり、執行部から、以前は確かにそのような状況であったが、現在は一般の市民と同じように通知を行い、給水停止を行っているとの答弁でありました。

これを受け委員から、つらい立場だと思うが、公平性を保つためにも、今後も強い気持ちで取り組んでいただきたいとの要望がありました。

このほかにも、委員から出された多くの質疑や意見要望について審議を行い、認定第2号、平成23年度上天草市水道事業会計決算の認定については、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算については、事務部長より病院事業決算書により説明がなされ、審議を行い、起立採決の結果、認定することに決定いたしました。

最後に、認定第1号、平成23年度上天草市歳入歳出決算の一般会計部門の認定について起立採決を行い、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上が、決算特別委員会で審議した内容であります。本委員会審査を通じて、委員各位から述べられた指摘や意見、要望事項については、このたびの決算審査の内容を踏まえ、今後の行政執行及び予算編成に当たって十分に反映していただくよう要望いたしまして、委員長報告を終わります。各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について、順次採決いたします。

まず、認定第1号、平成23年度上天草市歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。

よって、平成23年度上天草市歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、平成23年度上天草市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。

よって、平成23年度上天草市水道事業会計決算については、認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。この決算は委員長報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。

よって、平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算については、認定することに決定いたしました。

-
- 日程第 9 承認第 10 号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて（平成 24 年度上天草市一般会計補正予算（第 7 号））
- 日程第 10 議案第 68 号 上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 69 号 上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 70 号 上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 71 号 上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 72 号 上天草市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 73 号 平成 24 年度上天草市一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 16 議案第 74 号 平成 24 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 17 議案第 75 号 平成 24 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 76 号 平成 24 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 77 号 平成 24 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 78 号 平成 24 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 79 号 平成 24 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 80 号 平成 24 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 81 号 天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 24 議案第 82 号 公有水面埋立てに関する意見について
- 日程第 25 議案第 83 号 工事請負契約の変更について（倉江浄水場築造（土木）工事）
- 日程第 26 議案第 84 号 訴えの提起について

○議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第 9、承認第 10 号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについてから日程第 26、議案第 84 号、訴えの提起についてまで、以上 18 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 提案理由の説明を申し上げます。

平成24年第7回上天草市議会定例会に提案します議案につきまして、御説明いたします。

今定例会には専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例議案5件、平成24年度上天草市一般会計補正予算第8号など予算議案8件、天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更についてなどのその他の議案4件、計18件を提出いたしております。

各議案等の詳しい内容につきましては所管部長より説明いたしますので、議員の皆様におかれましては御審議いただきまして、御承認賜われますよう、お願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、執行部より順次議案内容の説明を求めます。

まず、承認第10号を総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） おはようございます。

議案書の1ページをお願いいたします。

承認第10号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて説明いたします。

平成24年度上天草市一般会計補正予算第7号について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙補正予算書のとおり11月16日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書をお願いいたします。7号のほうでございます。

専決第9号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第7号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,938万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億8,000万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により説明いたしますので、6ページをお願いいたします。

歳入予算としましては、65款国庫支出金20項委託金1,938万6,000円の増額の計上です。

次に、歳出予算について説明いたします。

15款総務費25項選挙費は、時間外勤務手当、ポスター掲示場設置・管理・撤去業務委託料ほか19件、2,217万円の増額の計上です。

75款予備費278万4,000円の減額は、予算調整によるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

提案の理由といたしましては、衆議院の解散に伴い総選挙が執行されるため、予算を補正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第68号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） おはようございます。

議案書 2 ページをお開きください。

議案第 68 号、上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

上天草市国民健康保険出産費資金貸付事業条例の一部を次のように改定するものです。

第 2 条のただし書き中、「見込まれる」を「見込まれ、かつ、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度を利用できない」に改める。

第 7 条中、「市窓口での現金払又は」を削り、「振り込み」を「振込み」に改める。

提案理由といたしまして、出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度が開始されたことに伴い、この貸付事業の対象者について当該直接支払制度を利用できない者に限定するため、関係規定を整備する必要があります。

これがこの議案を提出する理由であります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第 69 号及び議案第 70 号を建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） おはようございます。

議案第 69 号について説明いたします。

議案書 3 ページをお願いいたします。

上天草市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、別冊議案説明資料に沿って条文、条項の整備、変更及び削除について主な改正点を説明させていただきます。

まず、議案説明資料の 2 ページをごらんいただきたいと思います。

第 2 章、市営住宅等の整備基準の章を加えるものであります。第 4 条では健全な地域社会の形成について、第 5 条では良好な居住環境の確保について、第 6 条では費用の縮減への配慮について、第 7 条では位置の選定について、第 8 条では敷地の安全等について、第 9 条では住棟等の基準について、第 10 条では市営住宅の基準について、第 11 条では住戸の基準について、第 12 条では住戸内の各部について、第 13 条では共用部分について、第 14 条では附帯施設について、第 15 条では児童遊園について、第 16 条では集会所について、第 17 条では広場及び緑地について、第 18 条では通路についてを加え、第 4 条から第 18 条までを第 2 章として定めるものでございます。

第 21 条の入居者の資格につきましては、入居者の収入金額の上限金額と身体上または精神上の障がい者等の規定 3 項を加えているものでございます。

10 ページをお願いしたいと思います。

第 26 条第 1 項第 1 号の保証人の連署につきましては、特別な事情があると市長が認める場合は、市外に居住している者で収入が同程度以上ある 2 人を保証人にすることができることを加えるものでございます。

12 ページをお願いします。

第35条の敷金の運用等につきましては「預金」を「定期預金」に改め、「ただし、普通預金に預け入れる場合は、この限りではない」を加えるものでございます。

議案書11ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行し、経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に存する市営住宅等の整備基準については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとします。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う公営住宅法の改正により、市営住宅等の整備基準及び入居者の資格等を条例で定めることとされたため、関係規定を整備する必要がございます。

これが議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくをお願いします。

議案第70号について説明いたします。

議案書13ページをお願いいたします。

上天草市下水道条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公共下水道法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、別冊議案説明資料に沿って条文、条項の整備、変更及び削除について主な改正点を説明させていただきます。

まず、議案説明資料の23ページをごらんいただきたいと思います。

第1条の趣旨につきましては、施設の構造及び維持管理の基準等を加えるものであります。第2条の定義につきましては、1号から12号まで用語の意義を定めるものでございます。第6条の排水設備の接続方法、内径等につきましては、排水設備の内径を改めるものでございます。第17条の特定事業場からの下水の排除の制限につきましては、下水の排除の制限基準を改めるものでございます。第18条の除害施設の設置につきましては、除害施設の基準値を改めるものでございます。

第6章に公共下水道の構造の基準等の章を加えるものであります。第33条では排水施設及び処理施設に共通する構造の基準について、第34条では排水施設の構造の基準について、第35条では処理施設の構造の基準について、第36条では適用除外について、第37条では終末処理場の維持管理についてを加え、第33条から第37条までを第6章として定めるものでございます。

議案書17ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行し、経過措置といたしまして、この条例による改正後の上天草市下水道条例第6条第3号の規定は平成25年4月1日以後に排水設備の新設、増設又は改築の工事の施行の承認を受けたものから適用し、同日前に排水設備の新設、増設又は改築の工事の施行の承認を受けたものについては、なお従前の例によるものとしております。

この条例による新条例第33条から第35条までの規定は、この条例の施行の際、この条例に

よる改正前の上天草市下水道条例に基づき現に設置されている排水施設及び処理施設につきましては、改築をする場合を除き、適用しないとしております。

提案理由といたしまして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う下水道法の一部改正により、公共下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準等を条例で定めることとされたため、関係規定を整備する必要があります。

これが議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き再開いたします。

議案第71号を教育部長。

○教育部長（松本 和任君） おはようございます。

それでは、議案第71号、上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書の18ページ、説明資料の30ページをごらんください。

この条例の一部改正の内容としましては、現在、松島総合運動公園内に整備中のテニスコートについて、平成25年度から利用を開始するため、その使用料を新たに定めるものでございます。

第2条の位置につきましては、事務所が所在する上天草市松島町合津4276番地44に改めます。

次に、第3条では施設名にテニスコートを追加しました。

また、第10条に定める使用料の別表の改正は、施設名を第3条と整合させ、施設使用料、照明施設使用料、附属設備使用料の順に区分して表を改め、テニスコートの使用料を1面1時間当たり市内の方は300円、市外の方を600円、照明施設使用料を1面1時間当たり500円として追加しております。

また、サブアリーナの使用料につきまして、半館使用料を削除しております。野球場と陸上競技場の本部室と更衣室の使用料を1時間当たりから1回当たりに変更し、本部室の使用料を市内500円から1,000円に、また冷暖房費についても1時間当たりの使用料100円を200円と変更しています。

附属設備使用料は、野球場と陸上競技場の場内放送設備の1時間当たりを一式に変更し、スコアボードの使用料を削除しています。

上天草市松島総合運動公園のテニスコートの設置に伴い、使用料を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由です。よろしく御審議のほう、お願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第72号を水道局長。

○水道局長（緒方 雅文君） おはようございます。

議案第72号について御説明いたします。

議案書の23ページをお開きください。

議案第72号、上天草市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について説明いたします。

上天草市水道事業の布設工事監督者及び水道技術者に関する条例を、次のように定めるものがございます。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴いまして水道法の一部が改正され、これまで法令で規定されていた基準の一部を、水道事業者が公共団体である場合には全ての公共団体が条例で定めることとされたため、この条例を制定するものであります。

主な内容としましては、第1条がこの条例を定める目的、第2条が布設工事監督者を配置する工事を規定するもの、第3条が布設工事監督者の資格を規定するもの、それから、第4条が水道技術管理者の資格を規定するものとなっております。

詳細な内容につきましては、それぞれ水道法第12条及び第19条第3項の政令で定めてあります内容と同じものがございます。

提案理由としましては、水道法の一部改正に伴い、水道事業における布設工事監督者の配置基準並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準について条例で定めることとされたため、この条例を制定する必要がある場合がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。どうぞ、よろしく御審議お願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第73号を総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 議案書27ページをお願いいたします。

議案第73号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第8号について説明いたします。

配付してあります資料を読み上げ、説明させていただきます。よろしく申し上げます。

地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があるため、提出するものがございます。

別冊補正予算書第8号1ページをお願いします。

議案第73号、平成24年度上天草市一般会計補正予算第8号は主に生活保護扶助費、県からの権限移譲及び実績見込みの伸びに伴う介護給付費等、職員人件費等の調整額、国庫支出金及び県支出金の確定による事業費等の補正予算の計上でございます。

歳入歳出それぞれ2億7,695万6,000円を追加し、予算総額は164億5,695万8,000円と定めるものがございます。

続きまして、7ページをお願いします。

第2表債務負担行為の補正は、窓口業務委託ほか8件で総額1億9,820万3,000円の補正です。

次に8ページをお願いします。

第3表地方債の補正につきましては、過疎対策事業債、緊急防災・減災事業債で総額1,860万円の補正です。

歳入の主なものについて説明いたします。

41款10項10目地方特例交付金の2,652万8,000円は、地方税等減収補てん特例交付金ほか1件の交付額の確定による減額の計上です。

45款10項10目地方交付税の2億5,951万9,000円は、普通交付税の確定及び特別交付税の見込みによる増額の計上です。

55款分担金及び負担金15項負担金15目民生費負担金の137万1,000円は、保育所保育料及び広域入所委託市町村負担金の増減による減額の計上です。

65款国庫支出金10項国庫負担金10目民生費国庫負担金の3,388万2,000円は、障害者自立支援法介護給付費等負担金ほか7件の増減による増額です。

25目教育費国庫負担金の950万円は、学校施設環境改善負担金の増額の計上です。

15項国庫補助金15目民生費国庫補助金の146万1,000円は、障害者地域生活支援事業費補助金ほか1件の増減による増額の計上です。

30目土木費国庫補助金の337万8,000円は、地域住宅交付金事業補助金の減額の計上です。

35目消防費国庫補助金の250万円は、消防防災施設整備費補助金の増額の計上です。

40目教育費国庫補助金の729万9,000円は、遠距離通学費補助金ほか2件による増額の計上です。

70款県支出金10項県負担金10目民生費県負担金の2,468万7,000円は、障害者自立支援法介護給付費等負担金ほか6件の増減による増額の計上です。

15項県補助金10目総務費県補助金の174万2,000円は、地域づくり“チャレンジ”推進補助金の増額の計上です。

15目民生費県補助金の3,877万6,000円は、重度心身障害者医療費補助金、母子家庭高等職業訓練促進給付金事業ほか10件の増減による減額の計上です。

25目農林水産業費県補助金の1,080万7,000円は、農地制度実施円滑化事業ほか4件の増減による減額の計上です。

30目商工費県補助金の1,617万円は、熊本県緊急雇用創出特別基金事業補助金ほか1件の増減による減額の計上です。

35目土木費県補助金の100万円は、やさしいまちづくり事業補助金の減額の計上です。

20項委託金20目衛生費委託金の90万円は、水俣病救済申請受付業務委託金の減額の計上です。

85款繰入金15項基金繰入金65目姫戸地区土地造成基金繰入金の50万円は、姫戸地区土地造成基金繰入金の増額の計上です。

95款諸収入35項雑入15目雑入の1,632万6,000円は、後期高齢者医療療養給付費返還金ほか3件の増減による増額の計上です。

99款10項市債55目過疎対策事業債の470万円は、上天草港改修事業、防火水槽設置工事による増額の計上です。

95目緊急防災・減災事業債の1,390万円は、今津中学校屋内運動場改築事業の増額の計上です。

以上、歳入について説明いたしました。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。

今回、職員の給料、職員手当等及び共済費の補正を計上しております。各款項目ごとに給料、職員手当等及び共済費の増減額の補正をお願いしております。

15款総務費10項総務管理費10目一般管理費の165万2,000円は、人事評価研修委託料及び講師謝礼ほか6件の増減による増額の計上です。

30目財産管理費の157万2,000円は、不動産鑑定業務委託料及び大矢野庁舎駐輪場改修工事ほか4件の増減による増額の計上です。

35目監理費の68万8,000円は、消耗品費及びコピー使用料の増額の計上です。

40目窓口センター費の444万5,000円は、窓口業務委託料ほか3件の増額の計上です。

45目企画費の169万7,000円は、マリンレクリエーション創設事業委託料ほか4件の増減による減額の計上です。

10項総務管理費55目支所及び出張所費の1,221万4,000円は、耐震改修設計委託料ほか1件の増減による減額の計上です。

25項選挙費60目海区漁業調整委員会委員選挙費の129万6,000円は、海区漁業調整委員会委員選挙事務費の精算確定による減額です。

20款民生費10項社会福祉費10目社会福祉総務費の1,675万2,000円は、介護保険低所得者対策事業費補助金返還金及び介護保険特別会計繰出金ほか14件の増減による増額の計上です。

20目障害者福祉費の9,310万4,000円は、介護給付費等、日中一時支援事業ほか10件の増減による増額の計上です。

25目老人福祉費の3,944万8,000円は、公用車リース料及び介護基盤緊急整備特別対策事業補助金ほか4件の増減による減額の計上です。

30目国民年金事務費の53万8,000円は、国民年金に関する届書の電子媒体化対応システム設計委託料ほか1件の増額の計上です。

40目後期高齢者医療費の234万9,000円は、後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金の増額の計上です。

15項児童福祉費15目児童措置費の1,825万6,000円は、広域入所事業負担金及び認可保育園交付金ほか9件の増減による減額の計上です。

20目児童手当費の4,164万5,000円は、子ども手当及び児童手当ほか1件の増減による減額の計上です。

25目母子父子福祉費の907万2,000円は、児童扶養手当ほか2件の増減による減額の計上です。

40目子ども医療費の265万円は、子ども医療費助成金の増額の計上です。

20項生活保護費10目生活保護総務費の83万9,000円は、住宅手当緊急特別措置事業ほか1件の増減による減額です。

15目扶助費の9,781万6,000円は、生活保護扶助費の増額の計上です。

25款衛生費10項保健衛生費10目保健衛生総務費の6,354万8,000円は、公的病院等に対する運営補助金及び熊本県妊婦健康診査支援補助金過年度分返還金の増額の計上です。

30目環境衛生費の72万8,000円は、水俣病救済申請業務終了に伴う事業費確定による減額の計上です。

35款農林水産業費10項農業費10目農業委員会費の179万7,000円は、農家台帳システム開発委託料ほか5件の増減による減額の計上でございます。

20目農業振興費の178万5,000円は、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金ほか1件の増額の計上です。

15項林業費15目林業振興費の154万3,000円は、緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金の減額の計上です。

20項水産業費15目水産業総務費の509万5,000円は、27メガ漁業無線負担金ほか1件の減額の計上です。

40款商工費10項商工費15目商工振興費の1,977万円は、行政パートナーシップ人材育成委託料、企業立地促進及び雇用促進事業補助金ほか6件の増減による減額の計上です。

45款土木費10項土木管理費10目土木総務費の300万円は、機械等使用料の減額の計上です。

15項道路橋りょう費10目道路維持費の1,040万円は、道路維持工事ほか2件の増減による増額の計上です。

25項港湾費15目港湾建設費の540万円は、上天草港改修工事ほか3件の増額の計上です。

20目海岸保全費の130万円は、阿村港区海岸保全事業の増額の計上です。

35項住宅費10目住宅管理費の206万2,000円は、市営住宅空室清掃整備委託料ほか3件の増減による増額の計上です。

15目住宅建設費の140万円は、市営下貫団地1号棟耐震診断業務委託料ほか1件の増減による増額の計上です。

20目住宅対策費の200万円は、ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金の減額の計上です。

50款消防費10項消防費20目消防施設費の500万円は、防火水槽新設工事の増額の計上です。

55款教育費10項教育総務費15目事務局費の289万5,000円は、旧上北小学校内部廃材処分手数料、大道小学校不動産鑑定委託料、下貫地区スクールバス停移設工事ほか7件の増額の計上です。

15項小学校費10目学校管理費の696万6,000円は、龍ヶ岳小学校屋内運動場ステージバトン取付け工事ほか4件の増額の計上です。

20項中学校費10目学校管理費の2,765万7,000円は、今津中学校屋内運動場改築工事、維和中学校特別支援学級教室改修工事ほか3件の増額の計上です。

15目教育振興費の60万円は、修繕費、機械器具費ほか1件の増減による増額の計上です。

25項社会教育費10目社会教育総務費の172万6,000円は、市史編さん審議会委員報酬、市史編さん委員報酬ほか2件の増減による減額の計上です。

15目公民館費の132万8,000円は、自治公民館改修補助金ほか2件の増額の計上です。

60款災害復旧費15項公共土木施設災害復旧費10目道路災害復旧費の400万円は、市道江後港線単独災害復旧工事による増額の計上です。

75款予備費10項予備費10目予備費7,681万6,000円の増額は、予算調整によるものでございます。

以上が、補正予算の概要でございます。

予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第74号から議案第76号までを健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 議案書28ページをお願いいたします。

議案第74号、平成24年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書46ページをお願いいたします。

議案第74号、平成24年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第2号は、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ1,465万円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億2,138万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、48ページからの事項別明細書で説明いたします。

まず歳入といたしまして、35款療養給付費交付金1,465万円の増額は、退職者被保険者等の療養給付費交付金の増額補正をお願いするものであります。

歳出といたしましては、15款保険給付費1,465万円の増額は、退職者被保険者に係る高額療養費の保険給付費の増額補正をお願いするものであります。

50款諸支出費30万円の増額は、資格等の遡及に伴う国民健康保険税の過年度分過誤納還付金の補正をお願いするものであります。

55款予備費30万円の減額は、歳入歳出の調整によるものであります。

以上が、国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第2号の概要でございます。

続きまして、議案書29ページをお願いいたします。

議案第75号、平成24年度上天草市診療所特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるも

のでございます。

別冊予算書52ページをお願いいたします。

議案第75号、平成24年度上天草市診療所特別会計補正予算第2号は、第1条のとおり、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入歳出予算につきましては、54ページの事項別明細書で御説明申し上げます。

歳出、10款総務費59万1,000円の増額は、診療所職員の共済組合負担金の増額によるものであります。

20款予備費59万1,000円の減額は、歳入歳出の調整額によるものであります。

以上が、診療所特別会計補正予算第2号の概要でございます。

続きまして、議案書30ページをお願いいたします。

議案第76号、平成24年度上天草市介護保険特別会計補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書56ページをお願いいたします。

議案第76号、平成24年度上天草市介護保険特別会計補正予算第3号は、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ1億1,713万円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億9,928万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、59ページからの事項別明細書で御説明申し上げます。

まず、歳入といたしまして、10款保険料1,899万8,000円は、特別徴収保険料の増額が主なものであります。

20款国庫支出金2,618万円の増額は、現年度の保険給付費の増額見込みに伴う国庫負担金2,498万5,000円と調整交付金現年度分1,263万9,000円の増額と、過年度分の見込み違いのための898万1,000円の減額が主なものであります。

25款支払基金交付金3,609万2,000円は、保険給付費の増加見込みによる増額が主なものであります。

30款県支出金1,527万5,000円は、これも保険給付費の増加見込みに伴う県負担金1,650万6,000円が主なものであります。

45款繰入金2,058万5,000円は、保険給付費の増加に伴う市の負担分1,592万7,000円と介護給付費準備基金繰入金465万8,000円の増額によるものであります。

歳出といたしまして、10款総務費120万円の増額は、介護保険認定等事業の意見書作成手数料ほか52万円と、業務量増に伴う地域包括支援センター嘱託職員1名増員のための報酬等68万円の補正をお願いするものであります。

15款保険給付費1億2,767万1,000円の増額の主なものは、9月までの給付実績に基づく介護サービス等諸費9,786万2,000円、介護予防サービス等諸費1,438万1,000円、特定入所者介護サービス等費1,096万2,000円の増額補正をお願いするものであります。

25款基金積立金545万4,000円の減額は、調整交付金過年度分見込み誤りのための減額をするものであります。

45款地域支援事業費741万8,000円の減額の主なものは、9月までの給付実績に基づき、介護予防事業費の介護予防委託料等321万6,000円と包括的支援事業・任意事業の地域自立支援事業委託料等420万2,000円の減額補正をするものです。

以上が、介護保険特別会計補正予算第3号の概要でございます。

提案の理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第77号を経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 議案第77号、平成24年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第2号。

議案書31ページ、及び予算書の68ページ、69ページについて御説明を申し上げます。

議案第77号、天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第2号につきましては、社会保険料の改正に伴いまして、メモリアルホール管理事務事業費を7万円増額し、予備費を7万円減額するものでございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定によりまして議会の承認が必要でございますので、この議案を提出させていただくものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第78号を建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） 議案第78号について御説明いたします。

議案書32ページをお開きください。

平成24年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。

補正予算書の72ページをお願いいたします。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,606万9,000円と定めるものでございます。

76ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正につきましては、10款国庫支出金15項国庫補助金10目公共下水道国庫補助金を1,100万円増額し、2,150万円にするものでございます。

30款市債10項市債10目公共下水道事業債を400万円、20目過疎対策事業債を400万円増額し、5,620万円にするものでございます。

77ページをお願いいたします。

歳出の補正につきましては、10款公共下水道費10項下水道建設費10目下水道建設費の工事費は、合津終末処理場汚泥処理施設改築工事費といたしまして2,000万円を増額し、4,419万

1,000円にするものでございます。

10款公共下水道費15項下水道管理費10目下水道総務管理費の公課費は、消費税といたしまして16万4,000円を増額し、6,846万4,000円にするものでございます。

25款予備費につきましては116万4,000円を減額し、883万6,000円にするものでございます。以上が、歳入歳出の内容でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第79号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 議案書33ページをお願いいたします。

議案第79号、平成24年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書78ページをお願いいたします。

議案第79号、平成24年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ234万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億6,480万円とするものでございます。

歳入歳出予算につきましては、80ページの事項別明細書で御説明いたします。

歳入といたしましては、25款繰入金234万9,000円の増額は、医療保険料の軽減額の補填に係る保険基盤安定負担金の確定に伴う補正をお願いするものであります。

歳出といたしまして、15款後期高齢者医療広域連合納付金234万9,000円は、保険基盤安定負担金の増額補正をお願いするものであります。

以上が、後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第80号を病院事務部長。

○上天草総合病院事務部長（松本 精史君） 議案書の34ページをお願いいたします。

議案第80号について御説明申し上げます。

平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第1号を、別冊のとおり定めるものでございます。

別冊補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計の補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成24年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

病院事業収益、費用それぞれ99万5,000円を増額いたしまして、予算総額36億3,469万2,000円となります補正予算でございます。

詳細につきましては、9ページの予算説明書で御説明申し上げます。

第1款病院事業収益第2項医業外収益第2目補助金第2節その他補助金で、災害派遣医療チーム、通称DMATと申しますけれども、その制服に係ります補助金が確定しまして、40万5,000円を増額でございます。

第6項訪問看護ステーション第2目その他収益第1節その他収益で、県補助金の訪問看護ステーション強化モデル事業といたしまして運営費補助が確定しまして、59万円増額するものでございます。

次に支出のほうでございます。

第1款病院事業費用第1項医業費用第3目経費第14節修繕料で、X線透視撮影装置の修理が必要となりまして、630万円を増額。

第11項予備費第1目予備費第1節予備費を予算調整額といたしまして、530万5,000円減額するものでございます。

予算書の2ページのほうに戻りまして、収益的収入及び支出の第3条でございます。平成24年度上天草市立上天草総合病院予算の第4条、本文括弧書きを次のように改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

括弧書きのところでございます。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,092万8,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,245万2,000円、当年度分損益勘定留保資金9,847万6,000円で補填するものとする。)

第1款資本的収入第2項補助金の補助金が確定いたしまして、産婦人科超音波診断装置、それと訪問看護ステーションの公用車購入分といたしまして199万7,000円を増額し、5億9,690万7,000円の補正でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出第1項建設改良費を、補助金関連で医療機器購入増額分といたしまして254万9,000円、医師住宅の不足に伴います医師住宅購入費分で800万円増額いたしまして、合わせまして1,054万9,000円を増額となり、資本的支出合計が7億1,783万5,000円となります補正でございます。

補正予算書に、今回の補正に伴います附属書類、参考書類を添付しておりますので、ごらんいただきますよう、お願い申し上げます。

議案書に戻りまして、提案理由でございます。予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第 8 1 号を総務企画部長。

○総務企画部長（杉田 省吾君） 議案書の 3 5 ページをお願いします。あわせて、議案説明資料の 3 5 ページから 3 6 ページをお開き願います。

議案第 8 1 号、天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について説明いたします。

地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、天草広域連合の処理する事務を変更し、天草広域連合規約の一部を変更するものでございます。

変更の主な理由は、新たに設置するごみ処理施設に関する事項を加えることによるものでございます。

天草広域連合規約の一部を次のように変更するものでございます。

第 4 条第 5 項を次のように改めるということで、（5）次に掲げるごみ処理施設に関すること。

ア. 本渡地区清掃センター、松島地区清掃センター、再生処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関すること。

イ. 新たに設置するごみ処理施設に関すること。

ということで、別表第 3 号中にごみ処理施設等の設置に要する経費の割合は変わらずに、新ごみ処理施設を加え、議案書 3 5 ページの下の表に改めるものでございます。

説明資料の 3 6 ページの表も同じくでございます。

附則で、この規約は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

提案の理由としましては、広域連合の処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を経る必要がございますので、これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく願います。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第 8 2 号を建設部長。

○建設部長（楠本 金生君） 議案第 8 2 号について御説明いたします。

議案書 3 7 ページをお開きください。

公有水面埋立てに関する意見について。

公有水面埋立てについて、上天草港江樋戸港区港湾管理者の長上天草市長に対し、次のとおり提出するものでございます。

意見といたしまして、平成 2 4 年 1 1 月 6 日付け上天建第 2 8 9 号で意見を求められた公有水面埋立て出願に係る下記の公有水面埋立てについて、異議がない旨、意見を述べるものでございます。

埋立て区域の位置といたしまして、上天草市大矢野町上字西江樋戸 6 2 8 の 1 5 地先公有水面でございます。

埋め立て出願資料につきましては、別冊議案説明資料 3 7 ページから 3 9 ページを御参照ください。

提案理由といたしまして、公有水面埋立てについて上天草港江樋戸港区港湾管理者の長から意

見を求められましたので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由であります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第83号を水道局長。

○水道局長（緒方 雅文君） 議案第83号について説明いたします。

議案書の38ページをお願いいたします。

議案第83号、工事請負契約の変更について。

平成23年第6回上天草市議会定例会において議決されました倉江浄水場築造土木工事請負契約のうち、契約金額3億6,351万円を3億6,844万6,658円に変更するものであります。

主な変更内容としましては、浄水場の隣接地に埋設してあります教良木土地改良区管理の農業用水の配管につきまして、当初部分的なかさ上げと一部形状の変更を予定しておりましたが、本工事の盛土によりまして埋設の深さが3メートル以上となってしまうため、管理者及び県の土地整備課と協議した結果、漏水等の事故による浄水場敷地への影響や将来的な維持管理を考慮し、関連区間72メートルを埋設深さ70センチ程度に布設がえすることに変更するものでございます。

提案理由としましては、工事内容の変更のため契約金額を変更する必要があるとございます。これが議案を提出する理由です。よろしく御審議ください。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第84号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（静谷 正幸君） 議案書39ページをお願いいたします。

議案第84号、訴えの提起の提案理由について説明をいたします。

介護報酬の不当利得返還請求について、次のように訴え（和解を含む）を提起するものです。

宇城市松橋町の医療法人社団本田会が運営する介護老人保健施設等が不正に介護報酬を受給したため、同法人に対し不当利得分の介護報酬（不正に受給した介護報酬の額に100分の40を乗じて得た加算額を含む）について返還を求めるものです。

また、本件は民事上の債権（私債権）として位置づけられます。民事上の債権は公法上の債権とは違い、地方税法の滞納処分の場合による強制徴収をすることができません。民事上の執行手続である裁判、確定判決、債権回収という流れになります。

地方自治法第240条第2項においても、普通地方公共団体の長は、債権について、政令に定めるところにより、その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないとされております。

提案の理由といたしまして、不当利得分の介護報酬の返還を求める訴えを提起するためには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 執行部から議案内容の説明が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

あすから議案研究のため休会し、次の本会議は4日の午前10時から議案質疑、委員会付託と

なっております。議案質疑の希望者はあす30日の午後3時までに質疑通告書を事務局に提出されますよう、お願いいたします。

以上で、本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時03分